

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(2)(1) （略）</p> <p>指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号及び第六十号の二十五第一項第十八号口において同じ。）</p> <p>及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号二及び第</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(2)(1) （略）</p> <p>指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ハ及び第六十号の二十五第一項第十八号口において同じ。）</p> <p>及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ハ及び第</p>

<p>百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。)の内容</p> <p>ル (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。)の内容</p> <p>ル (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ (新設) (略)</p> <p>五 七 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--